

『文明』投稿規程

制定 2011年4月1日

東海大学文明研究所

『文明』編集委員会

改訂 2016年4月1日

I. 投稿について

1. 名称

本誌は、名称を『文明』とし、原則として年1ないし2回発行することとする。

2. 目的

『文明』は、文明研究に関わる研究者の研究成果を公表し、研究水準の向上を目指すものである。

3. 『文明』編集委員会

編集委員会は、原稿募集の告知、投稿者や査読者への連絡、投稿原稿の掲載可否に関する判定、刊行までの編集作業などを担当する。また、随時、投稿規程や執筆要項の見直しを行ない、必要がある場合には改正することとする。

4. 投稿資格

文明研究に関わる研究者等であれば、学内外を問わず投稿できる。ただし、投稿原稿の掲載については、編集委員会がその可否を判定する。また、同一号において、投稿できる原稿は、原則として一人につき一編のみとする。

5. 投稿

随時、投稿原稿を受け付けるが、当該年度号に掲載される原稿は、毎年10月31日を締切とする。

6. 原稿の形態

原稿は、プロジェクト報告、論文、研究ノート、その他編集委員会の許可したもの、のいずれかとする。また、いずれも他の学会誌・紀要等において未発表の原稿に限る。

7. 原稿の形式

7-1. 原稿はA4横書で執筆する。原稿の分量は、図表、註、参考文献リスト等も含めて、論文は20000字以内、研究ノートは16000字以内を原則とする。

7-2. 欧文で執筆した原稿の場合は、論文8000ワード以内、研究ノートは6400ワード以内とする。

7-3. 原稿には、日本語と英語の題名を併記し、論文および研究ノートには、300ワード以内の英文アブストラクトを付するものとする。欧文原稿には邦文アブストラクト500字を付する。

7-4. 註と参考文献リストは、それぞれまとめて文末に付するものとする。

詳細については、執筆要項（文明研究所まで請求のこと）を参照すること。

8. 掲載の決定

論文および研究ノートについては、査読者の承認を経た後、編集委員会が掲載の可否を決定することとする。採否にかかわらず、原稿は返却しない。

II. 著作権及び機関リポジトリへの登録・公開について

1. 『文明』掲載論文等（研究ノート等を含む）の第三者による無断利用や、違法複製物の出版等を防ぎ、『文明』に投稿した論文等の著者の利益を守るため、その著作権はすべて文明研究所に帰属するものとする。
2. 前項の規定により、文明研究所に帰属する著作権は、著作権法第27条に定められている翻訳権、編曲権、変形権その他翻案権と同法28条に定められている二次的著作物利用権を含むものとする。
3. 文明研究所は『文明』に掲載された論文等に関する著作権を管理するにあたり、以下の業務を行なう。
 - 3-1. 第三者からの、『文明』に掲載された論文等の複製、公衆送信権、翻案、二次的著作物の利用等の許諾の申し入れを受理し、この諾否を検討して第三者に対して回答する。
 - 3-2. 第三者による論文の無断利用や違法複製物の出版等に対し警告を発し、悪質なものについては法的措置を講じる。
 - 3-3. 文明研究所は、『文明』掲載論文等の第三者による複製や翻案などの利用を許諾するにあたって、著者の了解を得ることを原則とする。
なお、一般的に、著者には著作権とは別に、その人に帰属する（他人に譲渡することのできない）著者人格権がある。したがって、著者が著作権を譲渡した後においても、他人が著者に無断で著作物の氏名表示や標題、内容・表現を改変することは許されない。
4. 著者から文明研究所への著作権の譲渡は無償とする。文明研究所は、上記業務に伴う利用許諾料等を収受する。
5. 著者が、自己の掲載論文を、自ら複製・公表・又これを翻訳・翻案等して利用することは妨げない。但し、著者は、『文明』に投稿した論文を、他の学会誌・紀要等に二重投稿してはならない。
6. 『文明』に掲載された論文等は、東海大学機関リポジトリに登録し、インターネット上で公開される。

以上